

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

大成建設（株） 東京都新宿区西新宿1-25-1

令和5年3月24日～令和5年4月23日（1ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

戸田建設（株） 東京都中央区八丁堀2-8-5

令和5年3月24日～令和5年4月23日（1ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

大豊建設（株） 東京都中央区新川1-24-4

令和5年3月24日～令和5年4月23日（1ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である大成建設（株）、戸田建設（株）及び大豊建設（株）は、関東支社発注の「東京外環自動車道 田尻工事」で実施した京葉JCT Fランプ函体ボックスの修正設計業務において、受注者による設計照査を実施していなかったことにより、Bランプとの合築構造になる場合に、施工済みであるFランプ函体のせん断補強筋・機械式継手が不足するという設計の欠陥が確認され、受注者の過失による粗雑工事等が発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第2号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(過失による粗雑工事等) 2 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問い合わせ先： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上